

昭和廿四年一月廿二日

一本建爲替レートの決定に關する意見

關西經濟同友會

一本建爲替レートの決定に關する意見

藤田鳴鶴

一本建爲替レートの設定によつて我國の經濟再建を合理的基準に置かうとすることは本會が其結成以來常に唱道して來たところである。然し戰災と統制強行とにより不自然に預められた姿にある現在の我國の經濟の下で爲替レートを幾何に決定すべきかと謂ふことは其影響が大きい丈なかなか困難な問題である。

即ち

① 一本建爲替レートを決定すれば企業の合理化が必要であり、其出血に對する手當として失業對策を確立することが先決である。

② 現在加工賃が嵩む程レートを安くせねばならぬとする不合理は、勿論一部は生産能率の低下に起因する企業内部の事情によるとは謂へ其大部は現行の官僚統制機構に依る手續の煩雜、費用負擔並に商品

の流通不圓滑が其主因となつてゐるのである。

従而一本建爲替レートの設定に當つてはこれら輸出商品の内地取引を或程度自由經濟機構に引戻し、統制を必要とする場合にも出來得

る限り業者の自主的統制に委ねるが至當であると思料する。

③ 現在日本商社は海外市場に對し全く盲目であり、海外取引に就ては

不當なる安値で契約を余儀なくされる事例が乏しくない。

従而現在の備一本建爲替レートに移行すれば此傾向を益々助長させることになるから、レート設定に當つては民間業者に先づ海外市場の状況を充分熟知させる措置をとらねばならない。

(4) 設定された爲替レートを維持する爲めには船舶保有量の増加又は操備船、其他GIF取引等の輸出振興策を急速に實現されなければならぬ。

一右の諸前提に對し充分の措置を講じて後爲替レートの價格は三五〇圓程度に決定する。

此に對し四〇〇圓迄の間で一定期間を限り調整措置を講ずる。

即ち三五〇圓のレートで引合ふ産業から其程度に應じざる整料をとり、四〇〇圓を限度として引合はない産業に其度合に應じざる整料を交附する。

かくて企業の合理化が進歩するに隨ひ其調整の幅を漸次縮少し一定期間後標準爲替レートに一致せしむる様にする。